

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年10月19日

杉並区長

岸本聡子

杉並区条例第38号

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区印鑑条例（昭和50年杉並区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改め、「第22条第7項」の次に「（公的個人認証法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項」を「公的個人認証法第22条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。